

# 道志村空家等実態調査（1次）結果報告書

平成29年2月9日

道志村役場ふるさと創生推進室

## 1. 調査の目的

平成27年5月26日施行「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村は空家に関する調査、指導等の措置を適切に講じるよう努めることとされ、空家等の所有者に適切な管理を促すための基礎資料とすると同時に、利活用についての意向を把握するため。

## 2. 調査対象

全村28集落

## 3. 調査期間

平成28年7月1日～平成29年2月8日

## 4. 調査方法

調査員（パート）1名による机上調査および外観調査。

「地方公共団体における空家調査の手引き」および「山梨県空き家実態調査マニュアル」を参考とした。

外観調査にて「空き家調査票」に評価基準表を基に全体的な老朽度をA～Dに評価付けをし、更に「建物」「工作物（塀等）」「樹木・雑草等」「その他（ゴミ、動物等）」の4区分においてもA～Dに評価付け、指導を要する物件かどうかを併せて集計する。

併せて意向アンケートを実施する。

No.	空き家調査票		調査日時	平成 年 月 日		
			調査者			
1	建物所在地	道志村				
2	建物用途	①住宅 ②店舗 ③事務所 ④併用住宅 ⑤その他( )				
3	構造	①木造 ②鉄骨造 ③RC造 ④その他( )				
4	階数	①1階 ②2階 ③3階 ④4階以上				
5	建物の状況	目視による老朽度 ・危険度ランク (別紙により選択)	A	B	C	D
		メーターの有無	①あり(ガス 電気 水道) ②なし			
		表札	①あり ②なし			
		郵便受けの状況	①たまっている ②たまっていない ③ふさがれている ④ない			
		窓、雨戸	①全て締め切り ②一部締め切り ③締め切りなし			
		その他(門の施錠等)	( )			
6	空き家以外の 建物、工作物等	用途	①倉庫、物置	②車庫	③塀	④その他( )
		状態	・危険 ・損傷が激しい ・損傷はあまりない	・危険 ・損傷が激しい ・損傷はあまりない	・危険 ・損傷が激しい ・損傷はあまりない	・危険 ・損傷が激しい ・損傷はあまりない
	接道状況	①2m未満 ②2~4未満 ③4m以上				
	動物の住みつき、害虫 の状況	①動物の住みつき、害虫の痕跡等がある ②痕跡はない ③不明				
	ゴミの状況	①ゴミが放置されている ②なし				
	樹木・雑草等の状況	①手入れされている ②手入れなし				
7	現在の管理者	氏名				
		住所				
		連絡先				
8	その他 (苦情、周囲の聞き込み等の情報)					

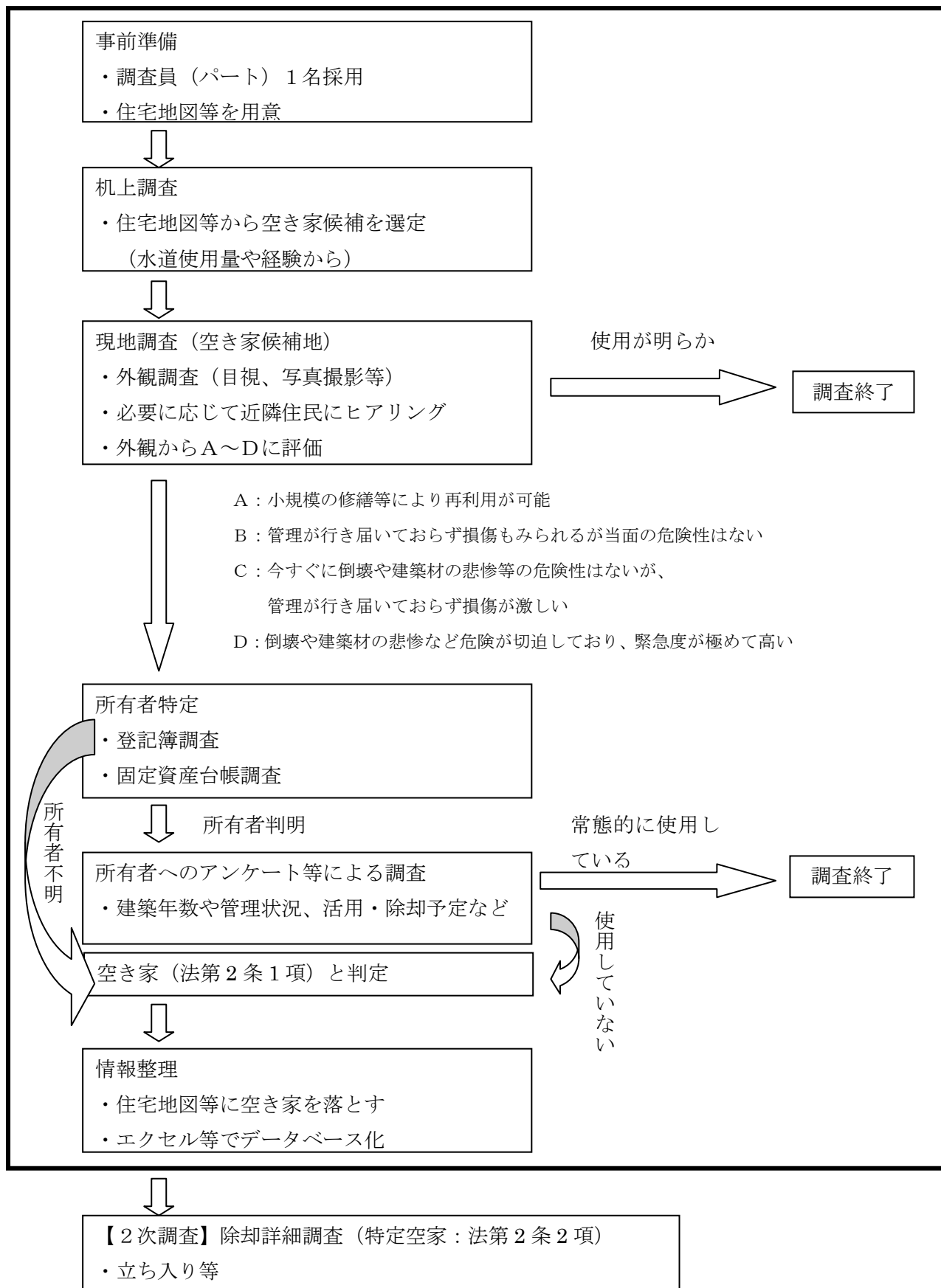
項目	状態	点数	☑
建築物の傾斜	傾斜は認められない	0	
	軽度な傾斜が認められる	20	
	明らかに危険な状態で傾斜している	150	
	不明	10	
基礎の状況	異常は認められない	0	
	ひび割れが発生している	15	
	基礎がない又は構造体力が著しく不足している	50	
	不明	10	
外壁の状況	問題ない	0	
	錆やひび割れが認められる	15	
	外壁の下地が露出しているなど著しく劣化している	50	
	外壁が崩落し、穴が空いている	100	
	不明	10	
屋根の状況	問題ない	0	
	錆やひび割れが認められる	15	
	軒の一部が崩落している、屋根が波打っているなど著しく劣化している	50	
	屋根に穴が空いている	100	
	不明	10	
使用状況	最近、使用した形跡がある	0	
	長く使用した形跡が認められない	15	
	不明	5	
合計			

ランク	判定内容	点数
A	小規模の修繕等により再利用が可能 (または、ほとんど修繕等の必要がない)	0点
	①損傷面：無し～ほとんど無し ②利活用面：修繕が不要又は警備で再利用が可能	
B	管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はない (多少の改修工事等により再利用が可能)	1～50点
	①損傷面：当面の危険性のない損傷が見られる ②利活用面：部分補修や小規模の修繕により再利用が可能	
C	今すぐに倒壊や建築材の悲惨等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい	50～149点
	①損傷面：小～中規模の損傷も見られるが当面の危険性はない ②利活用面：小～中規模の修繕により再生利用が可能	
D	倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い (解体等が必要と思われる)	150点以上
	①損傷面：倒壊や建築材の飛散など危険が切迫している ②利活用面：解体相当の整備が必要(修繕する場合は大規模)	

※門扉の施錠、繁茂等により、建物の状況が全く確認できない場合は、ランク付けを行わない

※C、Dランクは管理不全な空き家と位置付ける

## 5. 調査手順（1次調査）



## 6. 調査結果

外観調査および意向アンケートにより分かった「空き家」は、28集落内で72件であった。

(危険度ランク)

A：危険性なし    B：危険性低い    C：危険性中程度    D：危険性高い

### 【建物】

判定指標					一時調査											
指標1			指標2		合計	①緊急に対応を要する			②指導を要する			③対応不要 (適正管理の指導のみ)				
危険度 (倒壊、飛散などの危険性)			周辺への影響			計	除却相当	除却又は修繕相当	その他	計	除却相当	除却又は修繕相当	その他	計	予備軍 (進行した場合指導等が必要)	良好 (適正管理により当面对応不要)
ランク	当面の危険性	ランク	当面の影響													
A	無し	無し	A	無し	40									40	5	35
B	低	無し	B	無し	21				0					21	17	4
C	中	無し	C-1	無し	8				7	1	5	1	1	1	1	
			C-2	有り	0				0					0		
D	高	有り	D-1	無し	1	0			1		1		0			
			D-2	有り	2	0			2	2						
計					72	0	0	0	0	10	3	6	1	62	23	39

72件中「指導を要する」と判断された物件は10件あり、その危険度ランクはすべてC、Dランクとなっており、うち除却が必要と思われる物件は3件あった。

### 【工作物（塀等）】

判定指標					一時調査											
指標1			指標2		合計	①緊急に対応を要する			②指導を要する			③対応不要 (適正管理の指導のみ)				
危険度 (倒壊、飛散などの危険性)			周辺への影響			計	除却相当	除却又は修繕相当	その他	計	除却相当	除却又は修繕相当	その他	計	予備軍 (進行した場合指導等が必要)	良好 (適正管理により当面对応不要)
ランク	当面の危険性	ランク	当面の影響													
A	無し	無し	A	無し	38									38	4	34
B	低	無し	B	無し	6				0					6	6	
C	中	無し	C-1	無し	8				7	1	5	1	1	1	1	
			C-2	有り	0				0					0		
D	高	有り	D-1	無し	1	0			1		1		0			
			D-2	有り	1	0			1	1						
計					54	0	0	0	0	9	2	6	1	45	11	34

主に塀や車庫、物置など建物以外のものについても、C、Dランクが9件、うち除却が必要と思われるものが2件であった。

【樹木、雑草等】

判定指標					一時調査											
指標1		指標2														
危険度 (倒壊、飛散などの危険性)		周辺への影響			①緊急に対応を要する			②指導を要する			③対応不要 (適正管理の指導のみ)					
ランク	当面の危険性	ランク	当面の影響	合計	計	除去相当	除去又は改善相当	その他	計	除去相当	除去又は改善相当	その他	計	予備軍 (進行了た場合指導等が必要)	良好(適正管理により当面対応不要)	
A	無し	無し	A	無し	45								45	6	39	
B	低	無し	B	無し	17				0				17	17		
C	中	無し	C-1	無し	7				6	1	4	1	1	1	1	
			C-2	有り	0				0				0			
D	高	有り	D-1	無し	0	0			0				0			
			D-2	有り	2	0			2	2						
計					71	0	0	0	0	8	3	4	1	63	24	39

庭の樹木や雑草など管理されていなく指導を要する案件が8件あり、うち除去が必要なものが3件あった。

【その他（ゴミ、動物、その他）】

判定指標					一時調査										
指標1		指標2													
危険度 (倒壊、飛散などの危険性)		周辺への影響			①緊急に対応を要する			②指導を要する			③対応不要 (適正管理の指導のみ)				
ランク	当面の危険性	ランク	当面の影響	合計	計	除去相当	除去又は改善相当	その他	計	除去相当	除去又は改善相当	その他	計	予備軍 (進行了た場合指導等が必要)	良好(適正管理により当面対応不要)
A	無し	無し	A	無し	1								1		1
B	低	無し	B	無し	0				0				0		
C	中	無し	C-1	無し	0				0				0		
			C-2	有り	0				0				0		
D	高	有り	D-1	無し	0	0			0				0		
			D-2	有り	0	0			0						
計					1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

ゴミの蓄積や動物の侵入跡などがみられた物件はなかった。良好1は、別棟があった物件。

【空家等実態調査結果集計表】

◆調査結果件数集計表						
一次調査結果	・状況	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
	・件数	124	44	23	7	198
	・割合	63%	22%	12%	4%	100%

本調査では、各危険度ランクの集計は上記のとおりとなった。上記は「建物」「工作物（塀等）」等を個別に集計した結果である。

◆行政の対応方針					
一次調査結果	状況内訳（状況は重複する場合があるので上表とは不一致）				合計
		対応不要 （適正管理の 継続要請）	要指導	要緊急対 応	
	1. 建物	62	10	0	72
	2. 工作物（塀等）	45	9	0	54
	3. 樹木、雑草等	63	8	0	71
	4. その他	1	0	0	1
合計	171	27	0	198	

また、「建物」等において指導を要すると判断されるものは上記のとおりとなった。

周辺等への影響があるかどうかを考慮し、緊急を要するものは確認できなかったが、半壊、倒壊の恐れのあるものなど指導を要するものが27件あった。



## 7. 空き家所有者意向に関するアンケート調査結果

外観調査を受け、下記の調査対象に対し、次のとおりアンケートを実施した。

### ①調査の目的

平成27年5月26日施行「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村は空き家に関する調査、指導等の措置を適切に講じるよう努めることとされ、空き家等の所有者に適切な管理を促すための基礎資料とすると同時に、利活用についての意向を把握するため。

### ②調査期間

・平成28年12月16日（金）～平成29年1月16日（月）

### ③調査対象

「道志村空家等実態調査（1次）」にて外観調査により居住等の利用状況が確認できなかった86件（別荘含まず）のうち、空き家で無いことが確認された建物や連絡先が不明等の8件を除いた78件の所有者

### ④調査方法

・郵送による配布・回収

### ⑤回収結果

・配布数 78件（うち住所地不在のため返送されたもの4件）  
・回収数 38件  
・回収率 48.7%

## 問1. 空き家と思われる建物について

(1) 空き家と思われる建物の所在地・所有者の確認

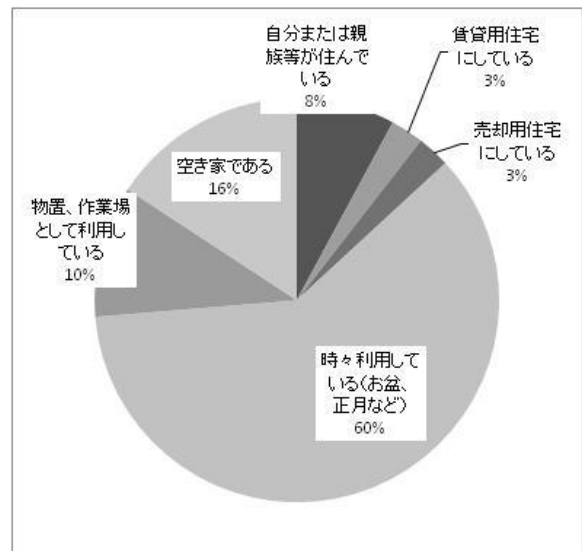
(割愛)

(2) 建物の現在の利用形態 (1つ選択)

回答者のすべてが回答していて、時々利用しているが60.5%を占めている。

### 問1(2) 建物の現在の利用形態を教えてください。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
自分または親族等が住んでいる	3	7.9%
賃貸用住宅にしている	1	2.6%
売却用住宅にしている	1	2.6%
解体済み、解体が決まっている	0	0.0%
不明または心当たりがない	0	0.0%
時々利用している(お盆、正月など)	23	60.5%
物置、作業場として利用している	4	10.5%
空き家である	6	15.8%
無回答	0	0.0%
合計	38	100.0%



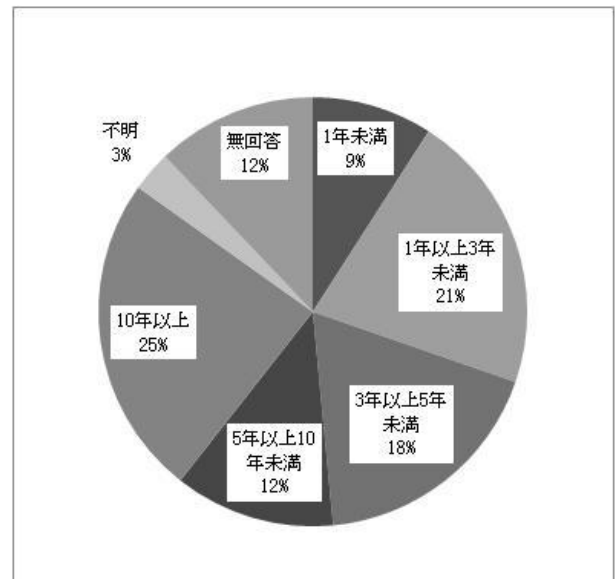
## 問2. 現状と空き家となった理由について

### (1) 空き家になってどのくらい経過するか (1つ選択)

期間はばらつきがあった。

#### 問2(1) 空き家になってどのくらい経過しますか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
1年未満	3	9.1%
1年以上3年未満	7	21.2%
3年以上5年未満	6	18.2%
5年以上10年未満	4	12.1%
10年以上	8	24.2%
不明	1	3.0%
無回答	4	12.1%
合計	33	100.0%



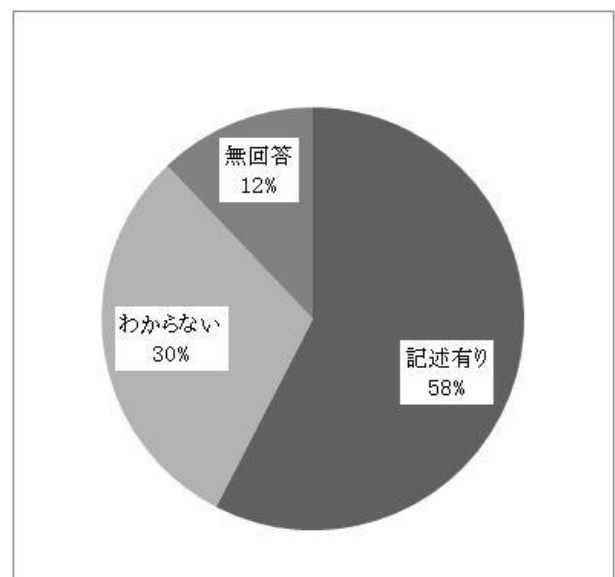
### (2) 建築時期について (1つ選択)

記述有りとなるものは個々に建築時期を記入しているため。

昭和中ごろの建築物が多いが、外観上は問題ないように見える。平成に入ってからのもものも5件あった。

#### 問2(2) 建築時期はいつ頃ですか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
記述有り	19	57.6%
わからない	10	30.3%
無回答	4	12.1%
合計	33	100.0%

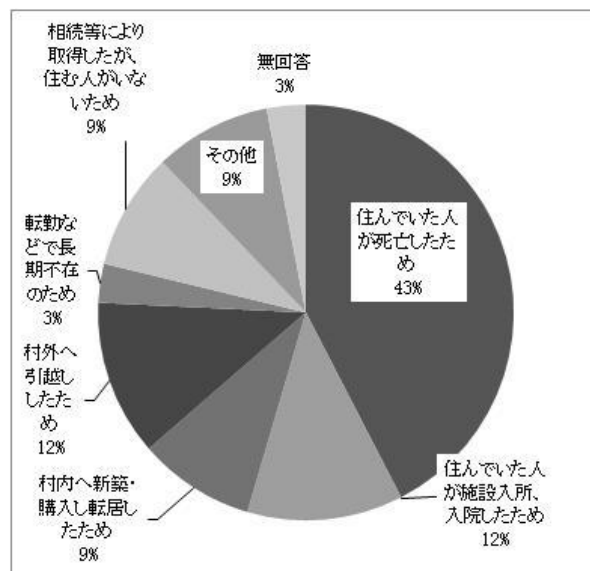


(3) 空き家になった理由 (1つ選択)

死亡、施設入所が半数を占め、引越しが1/4を占めた。

問2(3) 空き家になった理由は何ですか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
住んでいた人が死亡したため	14	42.4%
住んでいた人が施設入所、入院したため	4	12.1%
村内へ新築・購入し転居したため	3	9.1%
村外へ引越したため	4	12.1%
転勤などで長期不在のため	1	3.0%
相続等により取得したが、住む人がいないため	3	9.1%
その他	3	9.1%
無回答	1	3.0%
合計	33	100.0%



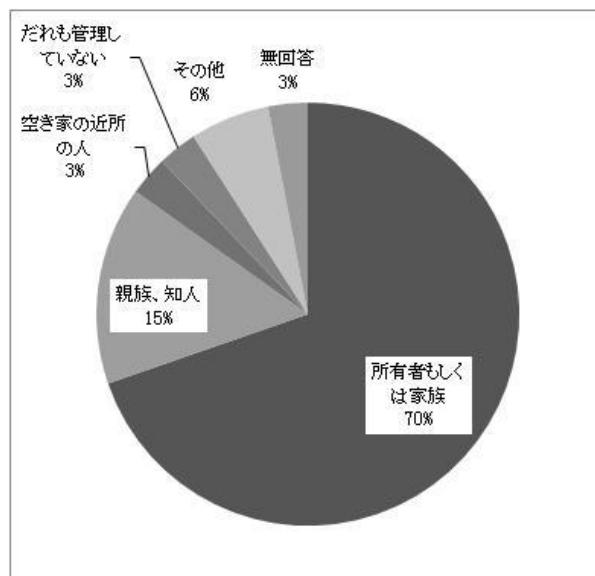
問3. 管理状況について

(1) 管理はだれがしているか (1つ選択)

所有者や家族がもっとも多く70%を占める。

問3(1) 家や庭の管理はどなたが行っていますか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
所有者もしくは家族	23	69.7%
親族、知人	5	15.2%
空き家の近所の人	1	3.0%
民間業者に委託	0	0.0%
だれも管理していない	1	3.0%
その他	2	6.1%
無回答	1	3.0%
合計	33	100.0%

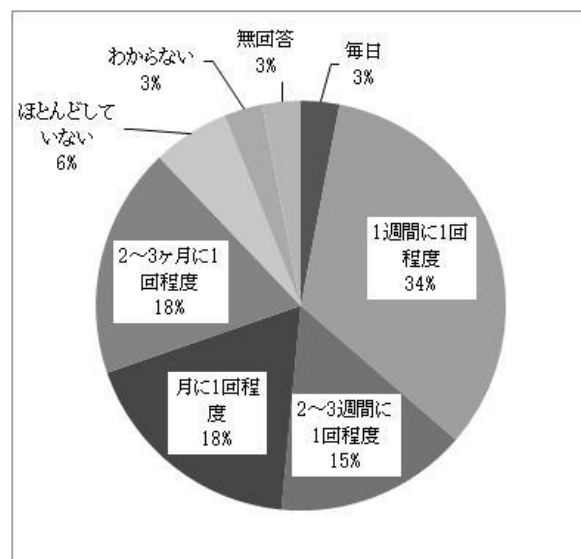


(2) どのくらいの頻度で管理しているか (1つ選択)

1週間に1回は来ている人が最も多く、月に1回は来ている人まで含めると67%にのぼる。前項で管理している人が所有者や家族が大部分と言う結果から、近所づきあいや畑などの管理と併せて来ているのではないかと推測される。

問3(2) どのくらいの頻度で行っていますか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
毎日	1	3.0%
1週間に1回程度	11	33.3%
2～3週間に1回程度	5	15.2%
月に1回程度	6	18.2%
2～3ヶ月に1回程度	6	18.2%
半年に1回程度	0	0.0%
1年に1回程度	0	0.0%
ほとんどしていない	2	6.1%
わからない	1	3.0%
その他	0	0.0%
無回答	1	3.0%
合計	33	100.0%

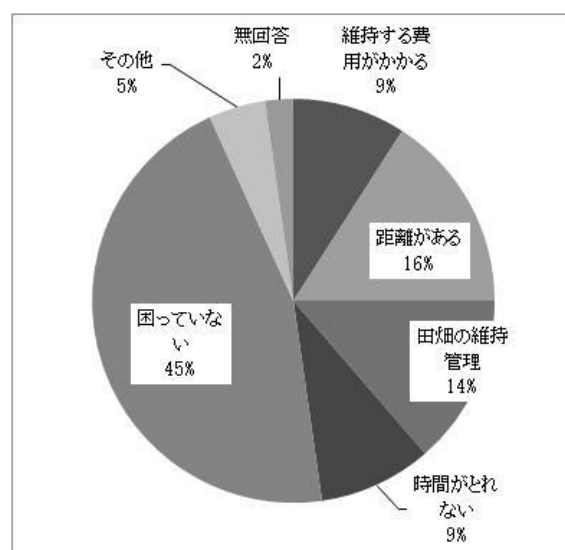


(3) 維持・管理で困っていることはあるか (複数選択可)

数値上困っていない人が約半分だが、複数回答のため実際は困っていない人が大半を占める。

問3(3) 維持・管理で困っていることはありますか。(複数回答可)

選択項目	人数	構成比
維持する費用がかかる	4	9.1%
距離がある	7	15.9%
田畑の維持管理	6	13.6%
時間がとれない	4	9.1%
困っていない	20	45.5%
その他	2	4.5%
無回答	1	2.3%
合計	44	100.0%



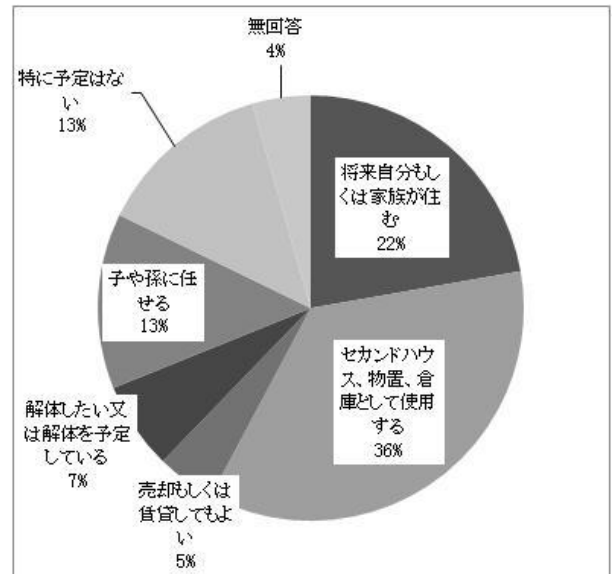
## 問4. 今後の活用について

### (1) 今後の活用について（複数選択可）

将来自分や家族が住む予定、または物置等で利用している人が70%近くを占め、売却・賃貸してもいいと回答した人は4%（2人）に留まり、空き家を活用した移住促進はあまり見込めそうもないと思われる。

#### 問4(1) 今後の活用についてどのようにお考えですか。（複数回答可）

選択項目	人数	構成比
将来自分もしくは家族が住む	10	22.2%
セカンドハウス、物置、倉庫として使用する	16	35.6%
売却もしくは賃貸してもよい	2	4.4%
解体したい又は解体を予定している	3	6.7%
子や孫に任せる	6	13.3%
特に予定はない	6	13.3%
その他	0	0.0%
無回答	2	4.4%
合計	45	100.0%

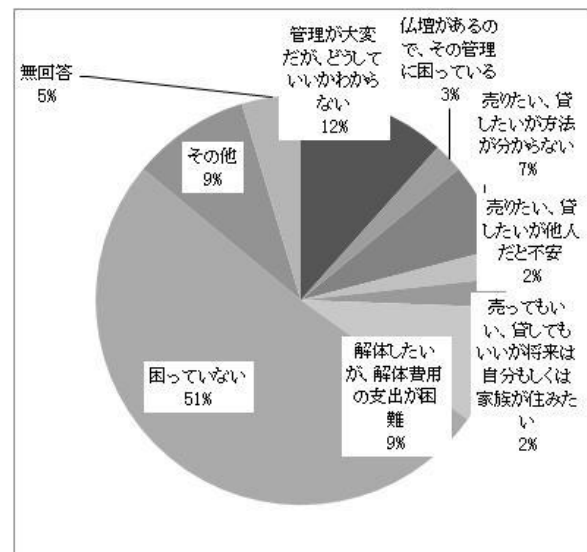


### (2) 今後について困っていることや心配事はあるか（複数選択可）

ほぼ「維持・管理」と同様の結果となった。

#### 問4(2) 今後について困っていることや心配事がありますか。（複数回答可）

選択項目	人数	構成比
管理が大変だが、どうしていいかわからない	5	11.6%
仏壇があるので、その管理に困っている	1	2.3%
先祖代々の家なので、自分だけで判断できない	0	0.0%
売りたい、貸したいが価格が変動することもありえない	0	0.0%
売りたい、貸したいが方法が分からない	3	7.0%
売りたい、貸したいが他人だと不安	1	2.3%
売ってもいい、貸してもいいが将来は自分もしくは家族が住みたい	1	2.3%
解体したいが、解体費用の支出が困難	4	9.3%
困っていない	22	51.2%
その他	4	9.3%
無回答	2	4.7%
合計	43	100.0%



## 問5. 道志村空き家バンク（空き家仲介制度）について

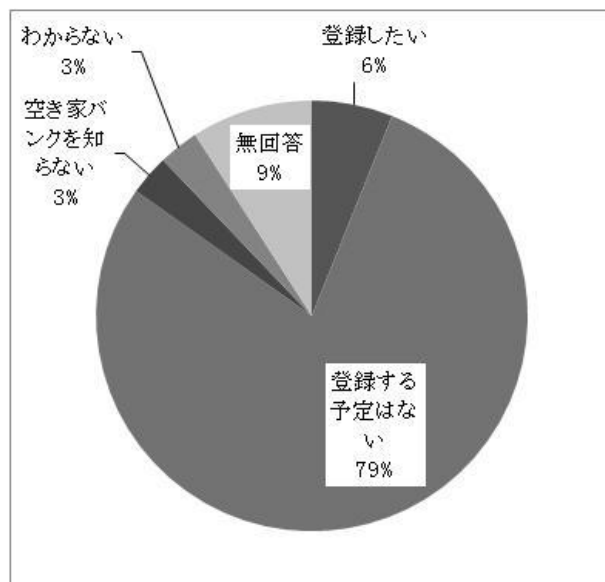
### (1) 空き家バンクに登録意思はあるか（1つ選択）

登録したい人はわずか2名で、80%近い人が登録する意思がないことから今回別荘以外の物件について調査を行ったが、移住促進に空き家を活用するのであれば別荘物件も検討する必要があることが伺える。

しかし維持管理で困っている人がいることも事実。また、管理はしているが現に居住していない現状は、集落崩壊に繋がる可能性があることは否めない。

#### 問5(1) 道志村空き家バンクに登録する意思はありますか。(1つ選択)

選択項目	人数	構成比
登録したい	2	6.1%
登録を検討したい	0	0.0%
登録する予定はない	26	78.8%
空き家バンクを知らない	1	3.0%
わからない	1	3.0%
無回答	3	9.1%
合計	33	100.0%

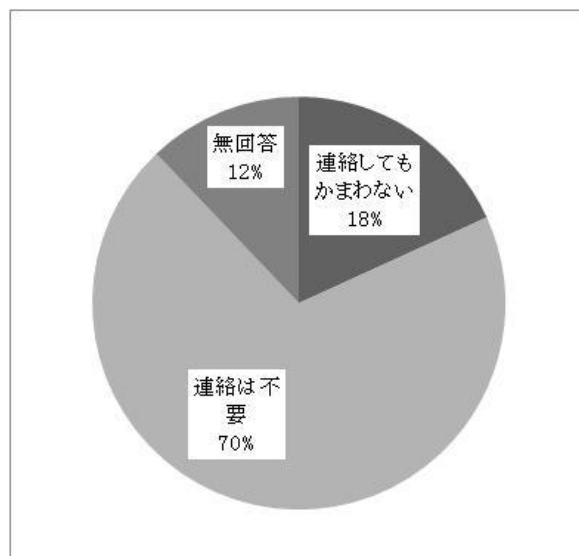


### (2) 今後、空き家バンクの紹介をしてもいいか（1つ選択）

「連絡をしてもかまわない」と回答した6人とほか1名に紹介文を送った。

#### 問5(2) 今後、道志村空き家バンクのご紹介の連絡をしてもよろしいですか。(1

選択項目	人数	構成比
連絡してもかまわない	6	18.2%
連絡は不要	23	69.7%
無回答	4	12.1%
合計	33	100.0%



問6. その他空き家対策に関してご意見・ご要望などありましたらご記入ください。

- 空き家を利用して、定住者を増やしてください。
- 現在、主に物置代わりに使用しているが、場所的にも車が入らない。水周り（水道等）がかなり不便なため、移住用に生活するにはあまり適していないような気がする。村のために空き家バンク登録するには少々無理かもしれない。
- 家が元々民宿経営していて、物置がなく不用品物置に困っていたので、物置しているのが重宝している現状なので、問題はありません。周りの畑もつくっているので、毎日管理しています。
- いずれ解体するのかなとは思っています。
- 貸したい、売りたいがトイレ、風呂場の修理が必要。どうしたら良いか。
- 困っていないが、空き巣などが心配。
- 山林の管理等安く依頼できる場所があれば良いと思います。
- 空き家バンクについて状況によってはお願いしたい。不審者情報もあるので、パトロールをお願いしたい。



## 8. 総括

### (意向アンケート調査)

空家実態調査当初から仏壇の管理やお盆、正月に帰省する等「空き家」を活用した移住促進は見込が薄いという意見が散見されていたが、本調査によりそのバックデータがとれた。また、月に1回以上来ている人が67%を占め、比較的頻繁に訪れており、用途としてセカンドハウスや倉庫的に利用しながら将来は自分や家族が住むという人が大半を占めていることが分かった。

しかしながら、空き家バンクに興味を示してくれた人が6名いたことは、未回答者も考慮すると6件以上「移住者のための空き家」を確保できる可能性もあり、一世帯3名とした場合18名の移住者を迎えることができるとなると無視できない。移住を進める上で住居確保の問題が解決されない限り、空き家バンクの周知・斡旋は引き続き継続する必要があると思われる。

### (全体)

外観調査により選定された空き家と思われる建物は86件であったが、うち現地調査等により空き家でないことが確認されたものが4件あった。さらにアンケート調査により空き家でない、あるいは物置として利用しているなどの回答があった10件を除き、結果、常態的な居住が確認できない建物としての「空き家」は72件となった。また、空き店舗については、別で調査を行い、該当物件は18件あった。

本調査は主に集落単位での調査としたが、「セカンドハウス」「別荘」についても現地での聞き込みを怠らなかつた。聞き込みからおよそ466件の「別荘」があり、うち現時点で9件が空き家であることが判明したため参考まで記載する。

本調査は1次調査として「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条1項に規定される「空家等」の実態調査で終了とするが、現地調査から法第2条2項に規定される「特定空家等」と推測される建物も3件ほど見受けられたため、今後は危険性や周辺に与える影響などを考慮しながら、除却詳細調査も検討する必要があると思われる。

# 空き家所有者意向に関するアンケート調査

## ■回答者

氏名	
現住所	〒
連絡先	

## 問 1. 空き家と思われる建物について

- (1) あなた又は関係者が所有、管理している空き家と思われる建物について、次の内容で誤りがな  
いかご確認ください。 ※修正がある場合は、2重線で消して訂正をお願いします。

建物の所在地	道志村〇〇番地
所有者の氏名	道志太郎

- (2) 建物の現在の利用形態を教えてください。(1つ選択)

- |                     |   |                           |
|---------------------|---|---------------------------|
| 1、自分または親族等が住んでいる    | } | 1 ~ 5<br>アンケートは終了です       |
| 2、賃貸用住宅にしている        |   |                           |
| 3、売却用住宅にしている        |   |                           |
| 4、解体済み、解体が決まっている    |   |                           |
| 5、不明または心当たりがない      |   |                           |
| 6、時々利用している（お盆、正月など） | } | 6 ~ 8<br>以降すべての設問にお答えください |
| 7、物置、作業場として利用している   |   |                           |
| 8、空き家である            |   |                           |

## 問 2. 現状と空き家となった理由について

- (1) 空き家になってどのくらい経過しますか。(1つ選択)

- 1、1年未満      2、1年以上3年未満      3、3年以上5年未満  
4、5年以上10年未満      5、10年以上      6、不明

- (2) 建築時期はいつ頃ですか。(1つ選択)

- 1、(                      年頃 )      2、わからない

(3) 空き家になった理由は何ですか。(1つ選択)

- 1、住んでいた人が死亡したため
- 2、住んでいた人が施設入所、入院したため
- 3、村内へ新築・購入し転居したため
- 4、村外へ引越ししたため
- 5、転勤などで長期不在のため
- 6、相続等により取得したが、住む人がいないため
- 7、その他 ( )

### 問3. 管理状況について

(1) 家や庭の管理はどなたが行っていますか。(1つ選択)

- 1、所有者もしくは家族
- 2、親族、知人
- 3、空き家の近所の人
- 4、民間業者に委託
- 5、だれも管理していない
- 6、その他 ( )

(2) どのくらいの頻度で行っていますか。(1つ選択)

- 1、毎日
- 2、1週間に1回程度
- 3、2～3週間に1回程度
- 4、月に1回程度
- 5、2～3ヶ月に1回程度
- 6、半年に1回程度
- 7、1年に1回程度
- 8、ほとんどしていない
- 9、わからない
- 10、その他 ( )

(3) 維持・管理で困っていることはありますか。(複数選択可)

- 1、維持する費用がかかる
- 2、距離がある
- 3、田畑の維持管理
- 4、時間がとれない
- 5、困っていない
- 6、その他 ( )

### 問4. 今後の活用について

(1) 今後の活用についてどのようにお考えですか。(複数選択可)

- 1、将来自分もしくは家族が住む
- 2、セカンドハウス、物置、倉庫として使用する
- 3、売却もしくは賃貸してもよい
- 4、解体したい又は解体を予定している
- 5、子や孫に任せる
- 6、特に予定はない
- 7、その他 ( )

(2) 今後について、困っていることや心配事はありますか。(複数回答可)

- 1、管理が大変だが、どうしていいかわからない
- 2、仏壇があるので、その管理に困っている
- 3、先祖代々の家なので、自分だけで判断できない
- 4、売りたい、貸したいが親族が集まることもありできない
- 5、売りたい、貸したいが方法が分からない
- 6、売りたい、貸したいが他人だと不安
- 7、売ってもいい、貸してもいいが将来は自分もしくは家族が住みたい
- 8、解体したいが、解体費用の支出が困難
- 9、困っていない
- 10、その他 ( )

### 問 5. 道志村空き家バンク（空き家仲介制度）について

(1) 道志村空き家バンクに登録する意思はありますか。(1つ選択)

- 1、登録したい
- 2、登録を検討したい
- 3、登録する予定はない
- 4、空き家バンクを知らない
- 5、わからない

(2) 今後、道志村空き家バンクのご紹介の連絡をしてもよろしいですか。(1つ選択)

- 1、連絡してもかまわない
- 2、連絡は不要

↓  
連絡先がアンケートの回答者と違う場合ご記入ください。

氏名		連絡先	
住所	〒		
メール			

### 問 6. その他空き家対策に関してご意見・ご要望などありましたらご記入ください

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 用語解説

### ・空屋等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）（法第2条1項）

### ・特定空家等

- ①倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態
  - ②著しく衛生上有害となる恐れのある状態
  - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- にある空家等（法第2条2項）

## 関係法令等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（H26,27）
- ・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（H27,28）総務省・国土交通省告示
- ・「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
- ・地方公共団体における空家調査の手引き
- ・山梨県空き家実態調査マニュアル